令和3年2月10日

第35回青森市農業委員会 月例総会議事録

青森市農業委員会

1. 開会年月日 令和3年2月10日(水曜日) 午後1時00分

2. 開会場所 青森市役所柳川庁舎2階 大会議室

3. 閉会年月日 令和3年2月10日(水曜日) 午後1時22分

4. 議案

議案第186号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第187号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第188号 農用地利用集積計画の決定について

議案第189号 農用地利用集積計画の決定等について(農地中間管理権の取得)

議案第190号 不動産取得税の徴収猶予に関する証明書の交付について

報告第123号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出の受理について

報告第124号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の受理について

報告第125号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

報告第126号 青森市農業委員会非農地証明事務処理規定に基づく非農地証明書

の交付について

5. 農業委員出席者の番号及び氏名

1番秋谷 進	2番 穴 水 佳 行	3番一戸昭憲
4番大柳壽憲	5番鎌田清勝	7番工藤隆志
8番窪 寺 洋 志	9番髙坂繁光	10番 齊 藤 光 朗
11番 佐 藤 紘 一	12番澤田今日一	13番 堤 武 久
14番 奈良岡 めぐみ	15番 西 澤 清 光	16番 西 塚 伸
17番 福 士 修 身	18番 福 田 公 夫	19番 安 田 昌 樹

6. 農業委員欠席者の番号及び氏名

なし

7. 会議に従事した職員の職氏名

事	務		局	長	永	澤	<u> </u>		治	事	務	局	次	長	竹	内	芳
浪	岡	分	室	長	坂	本	: -	公	平	主				幹	櫻	田	正
主				查	佐	Þ	木	伸	哉								

8. 議事の概要

(開会、議事録署名、会期)

(事前に事務局次長から、新型コロナウイルスの対策として農業委員のみの召集とし、農地利用 最適化推進委員から意見書の提出がなかった旨を説明)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

それでは、ただ今から、第35回青森市農業委員会月例総会を開会します。 これより会議に入りますが、事務局から出席状況の報告を求めます。

○事務局次長

青森市農業委員会農業委員 18 名中 18 名が出席しております。以上でございます。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

ただいま、事務局から報告がありましたとおり過半数以上の委員が出席しておりますので、本総会は成立いたします。あらかじめ私から皆様にお願いいたしますが、月例総会での発言は、挙手、起立のうえ、議席番号及び氏名を告げて、議長の許可を得てからとなりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議事録署名者を指名いたします。7番工藤隆志委員、8番窪寺洋志委員の両委員を 指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

異議なしと認め、両委員にお願いいたします。

引き続き会期を定めます。会期は、今日1日と決することにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

異議なしと認め、会期は今日1日と決定いたします。

ただいまより議案審議に入ります。議案第 186 号を議題といたします。事務局、議案朗読及び

説明をお願いいたします。

(事務局次長 議案のみ朗読)

○事務局

説明させていただきます。本案は、農地の耕作を目的とする所有権移転が6件、賃借権設定が3件及び使用貸借権設定が3件で合計12件です。個別の内容につきましては、議案書の2ページから5ページに記載しております。

それでは、個別の内容につきましては、議案に記載のとおりでございますが、要約して説明させていただきます。一番左の欄に申請番号、右から二番目の欄に申請事由が記載されています。申請事由としては、譲渡人又は貸主については、孫へ贈与のためなどの理由で、譲受人又は借主については、祖母からの贈与のためなどの理由となっております。

これらはいずれも、農地法第3条第2項各号に規定する不許可要件に該当しないものと判断しております。農地法第3条第2項各号に規定する不許可要件に関する調査内容につきましては、お手元に配付している調査書等のとおりであります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

それでは、本案について審議を行います。質問、意見のある委員は述べてください。 質問、意見ございませんか。

○各委員

(意見なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

無いようですので、本案について、ご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

異議なしと認め、許可することに決定します。

次に、議案第187号を議題といたします。事務局、議案朗読及び説明をお願いいたします。

(事務局次長 議案のみ朗読)

○事務局

説明させていただきます。本案は、農地転用を目的として、所有権移転に関する許可申請が1件でございます。申請は浪岡地区の非線引き都市計画区域におけるものであります。

それでは、今回の転用案件について、転用案件説明に基づき、ご説明させていただきます。右上に議案第 187 号関係資料と記載している資料をご覧ください。申請番号 64 番案内略図①と記載されておりますが、申請地、申請人、転用目的は記載のとおりでございます。申請概要につきましては、別紙のとおりと記載しておりますけれども、これは裏面から付けてございます。裏面 2 ページ目が許可申請書、3 ページ目が位置図、これは概要です。4 ページ目が案内図、これは詳細の拡大図です。5 ページ目が法務局にある地図、6 ページ目が土地利用計画図、7 ページ目が建物平面図、8 ページ目が建物立面図、9 ページ目が転用しようとする農地の登記簿謄本、10 ページ目が法定外公共物占用等許可書の写しでございます。

議案第 187 号関係資料と記載した 1 ページ目に戻っていただきたいと思います。それでは許可 基準からみた本案件の判断について述べさせていただきます。まず、立地基準でございますが、 申請地は、都市計画法上の用途地域、これは第一種住居地域でございます。その中に存する農地 であることから、第 3 種農地と判断されます。第 3 種農地と判断されますと、原則許可できるも のとされています。

次に、一般基準でございますが、ここに記載しているとおり、①から⑦までの項目及び建築物の規模等につきましては、事務局で申請内容等を精査いたしまして、問題ないものと考えてございます。それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

これより本案について審議を行います。質問、意見のある委員は述べてください。 質問、意見ございませんか。

○各委員

(意見なし)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)

無いようですので、本案について、許可相当の意見を付し、県知事へ送付することにご異議ご ざいませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

異議なしと認め、そのように決定いたします。

次に、議案第 188 号及び 189 号は関連がありますので一括審議の議題といたします。事務局、 議案朗読及び説明をお願いいたします。

(事務局次長 議案のみ朗読)

○事務局

説明させていただきます。本案の農用地利用集積計画(案)は、所有権移転が3件、利用権設定が6件の合計9件でございます。個別の内容につきましては、所有権移転の案が7ページ、利用権設定の案が8ページから10ページに記載しております。これら農用地利用集積計画(案)につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしていると判断しております。

なお、8ページ目から 10ページ目までの議案第 189 号分につきましては、青森県農地中間管理機構が利用権の設定を受けるもので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項により、当該農用地利用集積計画案の決定後における農地中間管理機構の転貸予定内容に対しての意見も求められています。それでは、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

これより、10ページの利用権設定申請番号 280 番の審議を行うにあたり、工藤隆志委員が議事 参与の制限を受けますので、同委員の退席を求めます。

(工藤隆志委員 退席)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

これより、申請番号280番について審議を行います。質問、意見のある委員は述べてください。

○各委員

(意見なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

無いようですので、申請番号280番についてご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

異議なしと認め、そのように決定いたします。工藤隆志委員を入場させてください。

(工藤隆志委員 入場)

○議長 (西澤清光会長職務代理者)

これより、議事参与制限があった申請番号 280 番を除く本案について審議を行います。質問、 意見のある委員は述べてください。

ございませんか。

○各委員

(意見なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

無いようですので、それでは、議事参与制限があった申請番号 280 番を除く本案について、当 該計画のとおり決定することにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

異議なしと認め、当該計画は決定といたします。

次に議案第190号を議題といたします。事務局、議案朗読及び説明をお願いいたします。

(事務局次長 議案のみ朗読)

○事務局

説明させていただきます。農地に関する不動産取得税の徴収猶予を受けている方は、3年毎に所轄の県税事務所に対して、継続の届出書と共に、農業委員会が発行する、引き続き農業経営を行っている等の証明書を提出する必要があります。このことから、税の徴収猶予を受けている農地の受贈者が証明願の申請に至った訳でありますが、申請に基づき、事務局において農地台帳や農業所得の税務申告の有無について確認を行った結果、当該農地に関して農業経営を行っているものと判断いたしました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

これより、本案について審議を行います。質問、意見のある委員は述べてください。 質問、意見ございませんか。

○各委員

(意見なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

本案について、税の徴収猶予を受けている農地の受贈者が、当該農地において農業経営を行っていると承認し、証明書を交付することにご異議ございませんか。

○各委員

(異議なし)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

異議なしと認め、証明書を交付することに決定いたします。

次に、報告第123号を議題といたします。事務局、説明をお願いいたします。

(分室長 報告のみ朗読)

○事務局

説明させていただきます。本案は、青森地区市街化区域内の自己所有農地の転用届出で1件です。青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済です。以上です。

○議長(西澤清光会長職務代理者)

事務局説明のとおりでありますので、ご了承お願いいたします。

○各委員

(了承)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

次に、報告第124号を議題といたします。事務局、説明をお願いいたします。

(分室長 報告のみ朗読)

○事務局

本案は、青森地区市街化区域内農地の所有権移転等を目的とした転用届出が8件でございます。 青森市農業委員会事務処理規程の規定に基づき、受理通知書交付済です。以上です。 ○議長(西澤清光会長職務代理者) 事務局説明のとおりでありますので、ご了承お願いいたします。

○各委員

(了承)

○議長(西澤清光会長職務代理者) 報告第125号を議題といたします。事務局、説明をお願いいたします。

(分室長 報告のみ朗読)

○事務局

本案は、農地の賃貸借契約の合意による無条件解約で4件です。以上です。

○議長(西澤清光会長職務代理者) 事務局説明のとおりでありますので、ご了承お願いいたします。

○各委員

(了承)

○議長(西澤清光会長職務代理者) 報告第126号を議題といたします。事務局、説明をお願いいたします。

(分室長 報告のみ朗読)

○事務局

青森市農業委員会非農地証明事務処理規定に基づく非農地証明で1件です。なお、非農地証明 については、同規定により交付済でございます。以上です。

○議長(西澤清光会長職務代理者) 事務局説明のとおりでありますので、ご了承をお願いいたします。

○各委員

(了承)

○議長(西澤清光会長職務代理者) 事務局、その他に何かありますか。

(令和3年度青森市農作業標準労賃等、青森市賃借料情報の配布について) (次回の月例総会は3月10日(水)午後1時から浪岡中央公民館で開催予定の連絡)

○議長(西澤清光会長職務代理者)

これを持ちまして、第35回青森市農業委員会月例総会を閉会いたします。ご苦労様でした。